

# 今日の一問（やまだ塾）

（2008年8月4日掲載）

No.61	「新しい重点施策実施5か年計画」策定までの国内外の動向と概要を述べよ。																									
解答	<p>(1) 「新しい重点施策実施5か年計画」策定までの動向</p> <p>①国内の動向</p> <table border="1" data-bbox="363 651 1347 1984"> <tr> <td data-bbox="363 651 491 1133">2002年</td> <td data-bbox="496 651 730 1133">「障害者基本計画」策定</td> <td data-bbox="735 651 1347 1133"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2002年12月24日に閣議決定がされた。</li> <li>・2003～2012年度までの10年間の計画である。</li> <li>・日本がめざすべき社会を、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とすることを掲げた。</li> <li>※共生社会とは、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会である。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1140 491 1368"></td> <td data-bbox="496 1140 730 1368">「重点施策実施5か年計画」策定</td> <td data-bbox="735 1140 1347 1368"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2003～2007年度までの基本計画に基づく諸施策の着実な推進を図るため、前期5年間に係る計画である。</li> <li>・基本計画の前期5年間における諸施策の着実な推進を図るため、重点的に取り組むべき課題、分野別施策の基本的方向等を規定している。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1375 491 1469">2004年</td> <td data-bbox="496 1375 730 1469">「障害者基本法」改正</td> <td data-bbox="735 1375 1347 1469"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の禁止等を内容とする改正である。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1476 491 1559"></td> <td data-bbox="496 1476 730 1559">「発達障害者支援法」制定</td> <td data-bbox="735 1476 1347 1559"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進等を図るための「発達障害者支援法」の制定である。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1568 491 1662">2005年</td> <td data-bbox="496 1568 730 1662">「障害者雇用促進法」改正</td> <td data-bbox="735 1568 1347 1662"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者に対する雇用対策の強化等を行うための改正である。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1668 491 1805"></td> <td data-bbox="496 1668 730 1805">「障害者自立支援法」制定</td> <td data-bbox="735 1668 1347 1805"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスを質・量共に充実すること等を目的とした「障害者自立支援法」の制定である。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1814 491 1908">2006年</td> <td data-bbox="496 1814 730 1908">「学校教育法」改正</td> <td data-bbox="735 1814 1347 1908"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の障害に対応した教育を行うことのできる特別支援学校の制度化等を行うための改正である。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1915 491 1984"></td> <td data-bbox="496 1915 730 1984">「教育基本法」改正</td> <td data-bbox="735 1915 1347 1984"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援を盛り込んだ改正である。</li> </ul> </td> </tr> </table>		2002年	「障害者基本計画」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2002年12月24日に閣議決定がされた。</li> <li>・2003～2012年度までの10年間の計画である。</li> <li>・日本がめざすべき社会を、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とすることを掲げた。</li> <li>※共生社会とは、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会である。</li> </ul>		「重点施策実施5か年計画」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2003～2007年度までの基本計画に基づく諸施策の着実な推進を図るため、前期5年間に係る計画である。</li> <li>・基本計画の前期5年間における諸施策の着実な推進を図るため、重点的に取り組むべき課題、分野別施策の基本的方向等を規定している。</li> </ul>	2004年	「障害者基本法」改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の禁止等を内容とする改正である。</li> </ul>		「発達障害者支援法」制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進等を図るための「発達障害者支援法」の制定である。</li> </ul>	2005年	「障害者雇用促進法」改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者に対する雇用対策の強化等を行うための改正である。</li> </ul>		「障害者自立支援法」制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスを質・量共に充実すること等を目的とした「障害者自立支援法」の制定である。</li> </ul>	2006年	「学校教育法」改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の障害に対応した教育を行うことのできる特別支援学校の制度化等を行うための改正である。</li> </ul>		「教育基本法」改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援を盛り込んだ改正である。</li> </ul>
2002年	「障害者基本計画」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2002年12月24日に閣議決定がされた。</li> <li>・2003～2012年度までの10年間の計画である。</li> <li>・日本がめざすべき社会を、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とすることを掲げた。</li> <li>※共生社会とは、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会であるとともに、障害者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画し、その一員として責任を分担する社会である。</li> </ul>																								
	「重点施策実施5か年計画」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2003～2007年度までの基本計画に基づく諸施策の着実な推進を図るため、前期5年間に係る計画である。</li> <li>・基本計画の前期5年間における諸施策の着実な推進を図るため、重点的に取り組むべき課題、分野別施策の基本的方向等を規定している。</li> </ul>																								
2004年	「障害者基本法」改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を理由とする差別の禁止等を内容とする改正である。</li> </ul>																								
	「発達障害者支援法」制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進等を図るための「発達障害者支援法」の制定である。</li> </ul>																								
2005年	「障害者雇用促進法」改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者に対する雇用対策の強化等を行うための改正である。</li> </ul>																								
	「障害者自立支援法」制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスを質・量共に充実すること等を目的とした「障害者自立支援法」の制定である。</li> </ul>																								
2006年	「学校教育法」改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の障害に対応した教育を行うことのできる特別支援学校の制度化等を行うための改正である。</li> </ul>																								
	「教育基本法」改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の機会均等に係る規定に障害者の教育に係る支援を盛り込んだ改正である。</li> </ul>																								

	「バリアフリー新法」 制定	・公共交通機関、道路、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化の促進等を内容とする「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)の制定である。
2007年	「新しい重点施策実施5か年計画」策定	・2007年12月25日に施策推進本部決定がされた。 ・「重点施策実施5か年計画」期間(2003～2007年度)において行われた法制度の改正の施行状況等を踏まえて、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に真に寄与するようにするため、後期5年間(2008～2012年度)間の重点施策の展開を図るものである。

## ②国連の動向

2006年	「障害者権利条約」 採択	・国連総会における、障害者の権利および尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約の採択である。
2007年	「びわこプラスファイブ」採択	・国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)における「びわこミレニアムフレームワーク」に係る後期5年間の行動指針としての採択である。
	「障害者権利条約」 署名	・障害者権利条約の日本の署名である。 ※現在、批准に向けて、「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」などで検討されている。

## (2) 新しい「重点施策実施5か年計画」の概要

項目	概要
【1】施策数・ 数値目標数	① 施策項目数 : 8分野 120項目(旧計画では60項目) ② 数値目標数 : 57項目(うち42項目は新規)(旧計画では34項目)
【2】ポイント	①地域での自立生活を基本に、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の障害の特性に応じ、障害者のライフサイクルの全段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行うこと。 ②障害者の地域における自立や社会参加に係る障壁を除くため、誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備等を推進するとともに、IT(情報通信技術)の活用等により障害者への情報提供の充実等を図ること。 ③障害者自立支援法の抜本的な見直しの検討を進め、その結果を踏まえ必要に応じ本計画の見直しを行うこと。

	<p>④障害者の権利および尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図ること。</p>
【3】重点施策	<p>①啓発・広報</p> <p>○将来を担う若者に対する啓発広報の一層の推進等による障害者に関する国民理解の促進</p>
	<p>②生活支援</p> <p>○障害者自立支援法の抜本的な見直しの検討および利用者負担の見直し・事業者の経営基盤の強化</p> <p>○ホームヘルプサービス等の障害福祉サービス等の計画的な整備</p> <p>→新サービス体系に基づき9項目の新たな数値目標を設定</p>
	<p>③生活環境</p> <p>○住宅、建築物・公共交通機関等のハード面およびバリアフリー教室等のハード面およびソフト面に係るバリアフリー化の推進</p> <p>→都市公園等に係る7項目の新たな数値目標を設定</p>
	<p>④教育・育成</p> <p>○福祉、労働等の関係機関との連携による幼稚園から高校までを含めすべての学校における特別支援教育の体制整備</p> <p>→個別の教育支援計画の策定等4項目の新たな数値目標を設定</p>
	<p>⑤雇用・就業</p> <p>○障害者雇用率制度を柱とした障害者雇用の一層の促進</p> <p>○授産施設等の賃金水準引上げによる福祉的就労の底上げの推進</p> <p>○国等による福祉施設等の受注機会増大への取組</p> <p>→一般就労への年間移行者等19項目の新たな数値目標を設定</p>
	<p>⑥保健・医療</p> <p>○脳の損傷による記憶障害等の高次脳機能障害の支援拠点機関の整備</p> <p>→次脳機能障害の支援拠点機関に係る数値目標を新たに設定</p>
	<p>⑦情報・コミュニケーション</p> <p>○字幕番組・解説番組等の制作の促進</p> <p>→字幕放送時間・解説放送時間に係る数値目標を新たに設定</p>
	<p>⑧国際協力</p> <p>○障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指した必要な国内法令の整備</p>
【4】計画の推進方策	<p>①新計画は、障害に係るニーズ、社会・経済状況、制度改正の際の見直し規定等を踏まえ、必要に応じ見直す。</p> <p>②毎年度、新計画の進捗状況を中央障害者施策推進協議会に報告する。</p>

		<p>③障害を理由とした不当な差別的取扱い等に対する救済措置を整備する。</p> <p>④毎年、都道府県との会議を開催するとともに、市町村に対し障害者計画に係る技術的協力を実施する。</p>
--	--	---

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.